

新宮市規則第 18 号

新宮市行政手続法の規定に基づく聴聞の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 21 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 18 号

新宮市行政手続法の規定に基づく聴聞の実施に関する規則の一部を改正する規則

新宮市行政手続法の規定に基づく聴聞の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 5 月 21 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市行政手続法の規定に基づく聴聞の実施に関する規則の一部を改正する規則

新宮市行政手続法の規定に基づく聴聞の実施に関する規則（平成17年新宮市規則第12号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。
- (5) 次の表中、改正後の欄の下線が引かれた字句に対応する改正前の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の下線が引かれた字句を加える。
- (6) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句に対応する改正後の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の下線が引かれた字句を削る。

改正後	改正前
<u>新宮市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則</u> (趣旨) 第1条 市長及びその補助機関たる職員で法令の規定により市長の権限に属する事務を委任されたもの（以下「行政庁」という。）が行う行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）<u>第3章第2節及び第3節及び新宮市行政手続条例（平成17年新宮市条例第14号。以下「条例」という。）第3章第2節及び第3節</u>の規定に基づく聴聞<u>及び弁明の機会の付与</u>に関する手続については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。 (定義) 第2条 <u>この規則において使用する用語は、特に定めるもののほか、法及び条例において使用する用語の例による。</u>	<u>新宮市行政手続法の規定に基づく聴聞の実施に関する規則</u> (趣旨) 第1条 市長及びその補助機関たる職員で法令の規定により市長の権限に属する事務を委任されたもの（以下「行政庁」という。）が行う行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）<u>第13条第1項又は新宮市行政手続条例（平成17年新宮市条例第14号。以下「条例」という。）第13条第1項</u>の規定に基づく聴聞に関する手続については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。 (定義) 第2条 <u>この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> (1) 主宰者 法第19条又は条例第19条の規定により聴

改正後	改正前
(聴聞の通知) 第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞通知書(様式第1号)により、聴聞の期日の7日前までに行うものとする。 2 法第15条第4項及び条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、前項に規定する聴聞通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。 (聴聞の期日の変更) 第4条 行政庁が法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知をした場合(法第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、期日変更申出書(様式第2号)により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 2 (略) 3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかにその旨を期日変更通知書(様式第3号)により、当事者及び参加人に通知しなければならない。ただし、	聞を主宰する者をいう。 (2) 当事者 法第15条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)又は条例第15条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。 (3) 関係人 当事者以外のものであって、当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。 (4) 参加人 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により聴聞に関する手続に参加する者をいう。 (聴聞の期日の変更) 第3条 行政庁が法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知をした場合(法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、<u>聴聞</u>期日変更申出書(様式第1号)により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 2 (略) 3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかにその旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

改正後	改正前
<u>当該通知をした日以降に法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けた参加人については、この限りでない。</u> (代理人の資格の証明の手続) 第5条 法第16条第3項又は条例第16条第3項(法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による代理人の資格の証明については、代理人資格証明書(様式第4号)を行政庁に提出することにより行うものとする。 2 法第16条第4項又は条例第16条第4項(法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代理人資格喪失届出書(様式第5号)により行うものとする。 (関係人の参加許可の手続) <u>第6条</u> 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の<u>7日前</u>までに、その氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した参加許可申請書(様式第6号)を主宰者に提出することにより行うものとする。 2 (略) (文書等の閲覧の手続) <u>第7条</u> 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、その氏名、住所、聴聞の件名及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した文書等閲覧請求書(様式第7号)を行政庁に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めれば足りる。 2 (略)	(関係人の参加許可の手続) <u>第4条</u> 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の<u>4日前</u>までに、その氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した参加人許可申請書(様式第2号)を主宰者に提出することにより行うものとする。 2 (略) (文書等の閲覧の手続) <u>第5条</u> 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下<u>この条及び第11条第3項において</u>「当事者等」という。)は、その氏名、住所、聴聞の件名及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した文書等閲覧請求書(様式第3号)を行政庁に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めれば足りる。 2 (略)

改正後	改正前
3 <u>法第18条第2項又は条例第18条第2項の規定による閲覧の求めがあった場合において、行政庁が法第18条第3項又は条例第18条第3項の規定により閲覧の日時及び場所を指定するときは、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定により定める新たな聴聞の期日については、当該閲覧の日時以降の日としなければならない。</u> (主宰者の指名の手続) 第8条 (略) 2 (略) (証拠書類等の提出を受けた場合の手続) 第9条 主宰者は、法第20条第2項若しくは条例第20条第2項又は法第21条第1項若しくは条例第21条第1項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録(様式第8号)を作成するものとする。 2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを提出者に交付するものとする。 3 主宰者は、法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書を行政庁に提出したとき(法第25条又は条例第25条の規定により聴聞の再開を命ぜられた場合を除く。)は、提出を受けた証拠書類等を速やかに提出者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書(様式第9号)と引換えに行うものとする。 (補佐人の出頭許可の手続) 第10条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の<u>7日前</u>までに、補佐人の氏名、住所、聴聞の件名、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書(様式第10号)を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項(法第	3 <u>行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合において、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)</u>は、<u>閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。</u> (主宰者の指名の手続) 第6条 (略) 2 (略) (補佐人の出頭許可の手続) 第7条 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の<u>4日前</u>までに、補佐人の氏名、住所、聴聞の件名、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書(様式第4号)を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、法第22条第2項(法第

改正後	改正前
25条後段において準用する場合を含む。)又は条例第22条第2項(条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。 2・3 (略) (聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持) 第11条 (略) 2 (略) (聴聞の期日における審理の公開) 第12条 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、行政庁は、併せて当事者及び参加人に対し、速やかにその旨を通知するものとする。<u>ただし、当該通知をした日以降に法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けた参加人については、この限りでない。</u> (陳述書の提出の方法等) 第13条 (略) (聴聞の続行の通知) 第14条 法第22条第2項本文又は条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞続行(再開)通知書(様式第11号)により行うものとする。 (聴聞調書及び報告書の記載事項) 第15条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の<u>調書は、聴聞調書(様式第12号)</u>に次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、<u>第4号、第6号及び7号</u>に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印をしなければならない。 (1) 聴聞の件名 (2) 聴聞の期日及び場所	25条後段において準用する場合を含む。)又は条例第22条第2項(条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。 2・3 (略) (聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持) 第8条 (略) 2 (略) (聴聞の期日における審理の公開) 第9条 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、行政庁は、併せて当事者及び参加人に対し、速やかにその旨を通知するものとする。 (陳述書の提出の方法等) 第10条 (略) (聴聞調書及び報告書の記載事項) 第11条 法第24条第1項又は条例第24条第1項の<u>調書(以下「聴聞調書」という。)</u>には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、<u>第4号及び第6号</u>に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印をしなければならない。 (1) 聴聞の件名 (2) 聴聞の期日及び場所

改正後	改正前
(3) 主宰者の氏名及び職名 (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所 (5) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該出頭しなかった当事者にあつては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無 (6) 説明を行った行政庁の職員の氏名及び職名 (7) 当事者等の陳述（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）及び行政庁の職員の説明の要旨 (8) 証拠書類等が提出されたときは、その標目 (9) その他参考となるべき事項 2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。 3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の<u>報告書は、聴聞報告書（様式第13号）</u>に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 (1) 意見 (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張 (3) 理由 （聴聞調書及び報告書の閲覧の手続） 第16条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した聴聞調書等閲覧請求書（<u>様式第14号</u>）を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出することにより行うものとする。 2 主宰者又は行政庁は、閲覧に応ずるときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を指定して、当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。	(3) 主宰者の氏名及び職名 (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所 (5) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該出頭しなかった当事者にあつては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無 (6) 説明を行った行政庁の職員の氏名及び職名 (7) 当事者等の陳述（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）及び行政庁の職員の説明の要旨 (8) 証拠書類等が提出されたときは、その標目 (9) その他参考となるべき事項 2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。 3 法第24条第3項又は条例第24条第3項の<u>報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</u> (1) 意見 (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張 (3) 理由 （聴聞調書及び報告書の閲覧の手続） 第12条 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した聴聞調書等閲覧請求書（<u>様式第5号</u>）を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出することにより行うものとする。 2 主宰者又は行政庁は、閲覧に応ずるときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を指定して、当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

改正後	改正前
(聴聞の再開の通知) 第17条 法第25条後段において準用する法第22条第2項本文又は条例第25条後段において準用する条例第22条第2項本文の規定による通知は、聴聞続行(再開)通知書(様式第11号)により行うものとする。 (弁明の通知) 第18条 法第30条又は条例第28条の規定による通知は、弁明通知書(様式第15号)により、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の7日前までに行うものとする。 (口頭による弁明を記録する職員の指名) 第19条 行政庁は、法第29条又は条例第27条の規定により口頭による弁明を認めたときは、当該弁明を記録する職員(以下「弁明記録者」という。)を指名するものとする。 (弁明調書) 第20条 弁明記録者は、次に掲げる事項を記載した弁明調書(様式第16号)を作成し、これに記名押印するものとする。 (1) 弁明の件名 (2) 弁明の日時及び場所 (3) 弁明記録者の氏名及び職名 (4) 弁明の日時に出席した当事者又は代理人の氏名及び住所 (5) 弁明の要旨 (6) その他参考となるべき事項 2 弁明調書には、書面、図画、写真その他弁明記録者が適当と認めるものを添付して弁明調書の一部とすることができる。 (聴聞に関する手続の準用) 第21条 第5条、第9条及び第13条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第5条第1項中「法第16条第3項又は条例第16条第3項(法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。)」	

改正後	改正前
とあるのは「法第31条において準用する法第16条第3項又は条例第29条において準用する条例第16条第3項」と、同条第2項中「法第16条第4項又は条例第16条第4項（法第17条第3項又は条例第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第4項又は条例第29条において準用する条例第16条第4項」と、第9条第1項中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、「法第20条第2項若しくは条例第20条第2項又は法第21条第1項若しくは条例第21条第1項」とあるのは「法第29条第2項又は条例第27条第2項」と、同条第2項中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、同条第3項中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、「法第24条第3項又は条例第24条第3項の報告書を行政庁に提出したとき（法第25条又は条例第25条の規定により聴聞の再開を命ぜられた場合を除く。）」とあるのは「弁明の機会の付与の手続を終結したとき」と、第13条中「法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書」とあるのは「法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書」と、「聴聞の件名」とあるのは「弁明の件名」と、「当該聴聞」とあるのは「当該弁明」と読み替えるものとする。 2 第4条（第3項ただし書を除く。）の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第1項中「法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知（法第15条第4項又は条例第15条第4項の規定により通知をした場合を含む。）」とあるのは「法第30条又は条例第28条の通知（法第31条が準用する法第15条第4項又は条例第29条が準用する条例第15条第4項の規定により通知をした場合を含む。）」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項本文中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。	

改正後	改正前
(その他) 第22条 この規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与の実施に関し必要な事項については、行政庁が別に定める。	

様式を次のように改める。

聴 聞 通 知 書		第 年 月 日 号
様		行政庁名
あなたに対する不利益処分を行うに当たり、下記のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第 15 条第 1 項(新宮市行政手続条例第 15 条第 1 項)の規定により通知します。		
記		
聴 聞 の 件 名		
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容		
根 拠 と な る 法 令 の 条 項		
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実		
聴 聞 の 期 日		年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務を所掌する組織	名 称	
	所 在 地	

備考 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

(注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって聴聞に関する一切の行為を行うことを委任することができます。代理人を選任したときは、新宮市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(以下「規則」という。)様式第4号の代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 2 あなたは、聴聞の期日に補佐人とともに出頭することができます。この場合には、様式第10号の補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 あなたは、やむを得ない理由があるときには、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。この場合には、様式第2号の変更申出書を行政庁に提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には聴聞を終結することがあります。

聴聞の 主宰者	職 名 氏 名 連 絡 先
聴聞の 公開 の有 無	

様式第 2 号(第 4 条関係)

期 日 変 更 申 出 書

年 月 日

様

(〒)
住所
氏名
(電話() -)

聴聞 通知書(年 月 日付け 第 号)により通知のあった
弁明

聴聞の期日 については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。
弁明の日時

記

聴聞 弁明 の 件 名	
理 由	

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要の文字は横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

期 日 変 更 通 知 書

第 号
年 月 日

様

行政庁名

聴聞 通知書(年 月 日付け 第 号)で通知した
弁明

聴聞の期日 については、下記のとおり変更したので通知します。
弁明の日時

記

聴聞 弁明 の 件 名		
	変 更 前	変 更 後
聴 聞 の 期 日 弁 明 の 日 時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から

(注) 1 不要の文字は横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

代 理 人 資 格 証 明 書	
年 月 日	
様	
〒	
住所	
氏名 ㊟	
(電話() —)	
聴聞 弁明	通知書(年 月 日付け 第 号)により通知のあった
聴聞 弁明	手続については、下記の者を代理人として選任し、私のために 聴聞 弁明 に関する一
切の行為を行うことを委任します。	
記	
聴聞 弁明 の 件 名	
住 所	〒 電話番号() —
氏 名	

(注) 1 不要の文字は横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 5 号（第 5 条関係）

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

様

〒
住所
氏名
(電話() —)

年 月 日に行われる 聴聞 手続については、下記の者が代理人の資格
弁明
を失ったので届け出ます。

記

聴聞 弁明	の 件 名
住 所	〒 電話番号() —
氏 名	

(注) 1 不要の文字は横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

参 加 許 可 申 請 書

年 月 日

様

〒
住所
氏名
(電話() —)

年 月 日に行われる下記の聴聞手続に参加することを申請します。

記

聴 聞 の 件 名	
聴聞に係る不 利益処分につ き利害関係を 有することの 疎明	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

文 書 等 閲 覧 請 求 書

年 月 日

様

〒
住所
氏名
(電話() —)

年 月 日に行われる下記の聴聞に関し、下記の資料の閲覧を求めます。

記

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 し よ う と す る 資 料 の 名 称 又 は 内 容	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 8 号（第 9 条関係）

提出物目録

年 月 日

下記目録の証拠書類等を受領した。

記

聴聞 弁明		の 件 名			
提 出 者	住	所			
	氏	名			
提出を受けた年 月日					
目 録					
番 号	標	目	数	量	備 考
取 扱 者		職 名		氏 名	

(注) 1 不要の文字は横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

還 付 請 書

年 月 日

様

住所
氏名

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者		職 名 氏 名	

(注) 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

補 佐 人 出 頭 許 可 申 請 書

年 月 日

様

〒

住所

氏名

(電話() —)

聴聞通知書(年 月 日付け 第 号)により通知のあった聴聞については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴 聞 の 件 名	
住 所	〒 電話番号() —
氏 名	
当 事 者 又 は 参 加 人 と の 関 係	
補 佐 す る 事 項	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

		第 年	月	号 日
様				
主宰者の職名及び氏名				
聴 聞 続 行 通 知 書 再 開				
年 月 日に行った聴聞を下記のとおり 続行 再開するので通知します。				
記				
聴 聞 の 件 名				
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から			
聴 聞 の 場 所				

（注） 1 不要の文字は横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

聴 聞 調 書	
第 号 年 月 日	
主宰者の職名及び氏名	
聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から 時 分まで
聴 聞 の 場 所	(公開・非公開)
当事者の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)	
参加人の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)	
聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の住所及び氏名並びに当事者の出頭しなかったことについての正当な理由の有無	
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名	

（注） 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
3 不要の欄は斜線を引くこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(裏)

行政庁の職員 の説明の要旨	
当事者・参加人・ 代理人・補佐人・ 参考人の陳述の要旨	
証拠書類等の標目	
その他参考と なるべき事項	

第 号 年 月 日 様 主宰者の職名及び氏名 聴 聞 報 告 書 聴聞通知書(年 月 日付け 第 号)に係る聴聞を終結したのでその結果を報告します。 記	
聴 聞 の 件 名	
意 見	
聴聞に係る事案に 対する当事者及び 参 加 人 の 主 張	
理 由	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

聴 聞 調 書 等 閲 覧 請 求 書

年 月 日

(あて先)
主宰者（行政庁）

〒
住所
氏名
(電話() —)

聴聞通知書(年 月 日付け 第 号)により通知のあった聴聞について、下記の資料の閲覧を求めます。

記

聴 聞 の 件 名	
閲覧をしよう とする調書又 は報告書の別	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

弁 明 通 知 書																										
第 年 月 日 号 日																										
様																										
行政庁名																										
あなたに対する不利益処分を行うに当たり、下記のとおり弁明の機会を付与しますので、 行政手続法第 30 条(新宮市行政手続条例第 28 条)の規定により通知します。																										
記																										
<table><tr><td colspan="2">弁 明 の 件 名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">根 拠 と な る 法 令 の 条 項</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">弁明の機会の付与の方式</td><td>☐ 弁明書の提出 ☐ 口頭による弁明</td></tr><tr><td rowspan="2">弁 明 書 の 提 出</td><td>提 出 先</td><td></td></tr><tr><td>提 出 期 限</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">口 頭 に よ る 弁 明</td><td>弁明の日時</td><td></td></tr><tr><td>弁明の場所</td><td></td></tr></table>		弁 明 の 件 名			予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容			根 拠 と な る 法 令 の 条 項			不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実			弁明の機会の付与の方式		☐ 弁明書の提出 ☐ 口頭による弁明	弁 明 書 の 提 出	提 出 先		提 出 期 限		口 頭 に よ る 弁 明	弁明の日時		弁明の場所	
弁 明 の 件 名																										
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容																										
根 拠 と な る 法 令 の 条 項																										
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実																										
弁明の機会の付与の方式		☐ 弁明書の提出 ☐ 口頭による弁明																								
弁 明 書 の 提 出	提 出 先																									
	提 出 期 限																									
口 頭 に よ る 弁 明	弁明の日時																									
	弁明の場所																									
備考 弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。																										

（注） 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要の欄は斜線を引くこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときには、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって弁明の機会の付与に関する行為を行わせることができます。代理人を選任したときは、新宮市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(以下「規則」という。)様式第 4 号の代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明を行うことができる場合であって、やむを得ない理由があるときには、弁明の日時の変更を申し出ることができます。この場合には、様式第 2 号の変更申出書を行政庁に提出してください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が弁明の日時に出席する場合には、この通知書を持参してください。

様式第 16 号（第 20 条関係）

弁 明 調 書 第 年 月 日 弁明記録者の職名及び氏名	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
弁 明 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 （代理人の住所及び氏名）	
弁 明 の 要 旨	
その他参考となるべき事項	

（注） 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。